

プログラム整備基準 新旧対照表 (変更箇所 要点)

新	旧	備考
<p><前略></p> <p>5. 8. 研究に関する考え方</p> <p>我が国の皮膚科学の特筆すべき特性として研究能力の高い皮膚科医を育成してきたことが挙げられる。これまで臨床研修を行いながら研究活動も行った専門医は、科学者の視点を持ったすぐれた臨床医であることが多いとも言える。大学院進学者が研究と平行して皮膚科研修を行えるよう、各施設は実情に合わせたプログラムを作成すること。大学院生の専門医研修にあたっては下記の条件を満たすこと。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>1) 大学院生として皮膚科で研修しながら研究を行っている場合は、形成的評価および年次総合評価をうけた年をすべて研修期間として認める。</p> <p>2) 大学院生として皮膚科以外の臨床講座あるいは基礎系講座あるいは研究所等にて皮膚科領域に関連する研究に従事する場合は、2年間を限度に研修期間と認める。この間は達成度評価、年次総合評価は不要とする。2年間を越える場合は研修期間延長で対応すること。</p> <p>3) 達成度評価・年次総合評価（上記2の期間を除く）、経験記録、総括的評価に必要なすべての臨床症例経験提出、手術症例経験提出、講習会受講、学会発表、論文発表単位等は修了判定までにすべて満たすこと。</p> <p><中略></p> <p>5. 11. 専門研修の研修期間</p> <p>1) 研修期間は5年間以上とする。研修プログ</p>	<p><前略></p> <p>5. 8. 研究に関する考え方</p> <p>我が国の皮膚科学の特筆すべき特性として研究能力の高い皮膚科医を育成してきたことが挙げられる。これまで臨床研修を行いながら研究活動も行った専門医は、科学者の視点を持ったすぐれた臨床医であることが多いとも言える。大学院進学者が研究と平行して皮膚科研修を行えるよう、各施設は実情に合わせたプログラムを作成すること。大学院生の専門医研修にあたっては下記の条件を満たすこと。</p> <p><u>1) 大学院講座あるいは研究室などの研究施設を研修連携施設（研究）と位置付けてプログラムを作成する。ここでの研修期間は1年間の研修基幹施設での義務研修には含まれない。</u></p> <p>2) 大学院生として皮膚科で研修しながら研究を行っている場合は、形成的評価および年次総合評価をうけた年をすべて研修期間として認める。</p> <p>3) 大学院生として皮膚科以外の臨床講座あるいは基礎系講座あるいは研究所等にて皮膚科領域に関連する研究に従事する場合は、2年間を限度に研修期間と認める。この間は達成度評価、年次総合評価は不要とする。2年間を越える場合は研修期間延長で対応すること。</p> <p>4) 達成度評価・年次総合評価（上記3の期間を除く）、経験記録、総括的評価に必要なすべての臨床症例経験提出、手術症例経験提出、講習会受講、学会発表、論文発表単位等は修了判定までにすべて満たすこと。</p> <p><中略></p> <p>5. 11. 専門研修の研修期間</p> <p>1) 研修期間は5年間以上とする。研修プログ</p>	

新	旧	備 考
<p>ラムにより研修を開始した日をもって研修開始日とする。</p> <p>2) 最低1年間は研修基幹施設で研修を受けなければならない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3) 条件付きで研修連携施設における研修として認めるもの。その場合、研修計画を研修プログラムに明示する。</p> <p>下記①、②、③については原則として合計1年まで認める。</p> <p>①皮膚科に関連する他科での研修（あらかじめプログラムに記載し、皮膚科領域研修委員会の承認をうけることが必要。事後承認はしない。）</p> <p>②指導医が在籍しない施設での研修 やむをえず指導医がいない施設で研修する場合は、指導医の在籍している他の研修施設から随時適切な指導が受けられる環境を整えること。</p> <p>③大学院以外で、皮膚科研究に携わるために研修評価票の年次評価を受けられない、あるいは年次症例提出ができない場合は皮膚科領域研修委員会で協議し妥当とされた場合に限り研修期間として認める。</p>	<p>ラムにより研修を開始した日をもって研修開始日とする。</p> <p>2) 最低1年間は研修基幹施設で研修を受けなければならない。</p> <p><u>3) 研修基幹施設の大学院における研究期間は研修連携施設における研修期間として含める。研修期間は別途定める。(研究に関する考え方の項参照)</u></p> <p>4) 条件付きで研修連携施設における研修として認めるもの。その場合、研修計画を研修プログラムに明示する。</p> <p>下記①、②、③については原則として合計1年まで認める。</p> <p>①皮膚科に関連する他科での研修（あらかじめプログラムに記載し、皮膚科領域研修委員会の承認をうけることが必要。事後承認はしない。）</p> <p>②指導医が在籍しない施設での研修 やむをえず指導医がいない施設で研修する場合は、指導医の在籍している他の研修施設から随時適切な指導が受けられる環境を整えること。</p> <p>③大学院以外で、皮膚科研究に携わるために研修評価票の年次評価を受けられない、あるいは年次症例提出ができない場合は皮膚科領域研修委員会で協議し妥当とされた場合に限り研修期間として認める。</p>	